

第647号（平成18年12月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

	頁
<b>[条例]</b>	
△ 横浜市功労者表彰条例等の一部を改正する等の条例【行政運営調整局職員課】	3
△ 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【行政運営調整局職員課】	6
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【まちづくり調整局宅地企画課】	15
△ 横浜市福祉保健センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活衛生課】	17
△ 横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局保健政策課】	19
△ 横浜市環境審議会条例及び緑の環境をつくり育てる条例の一部を改正する条例【環境創造局環境政策課】	20
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局水・緑管理課】	22
△ 横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例【港湾局港湾経営課】	23
<b>[規則]</b>	
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【まちづくり調整局住宅管理課】	27
△ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【まちづくり調整局住宅管理課】	28
<b>[告示]</b>	
△ 平成17年度横浜市一般会計歳入歳出決算ほか15件の要領公表【行政運営調整局総務課】	29
△ 平成17年度横浜市地方公営企業会計決算の要領公表【行政運営調整局総務課】	30
△ 地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】	31
△ 横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】	32
△ 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局精神保健福祉課】	33
△ 結核予防法に基づく指定医療機関の指定【健康福祉局感染症課】	35
△ 結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局感染症課】	36
△ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項の規定による立入検査等を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式【資源循環局産業廃棄物対策課】	37
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【まちづくり調整局都市計画課】	39
△ 横浜国際港都建設計画公園の変更【まちづくり調整局都市計画課】	40
△ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更【まちづくり調整局都市計画課】	41
△ 横浜市港湾施設使用条例施行規則第2条の2第2号の規定に基づく岸壁及び重量物用橋型起重機の告示の一部改正【港湾局港湾経営課】	43
<b>[公告]</b>	
△ 廃物の認定【資源循環局業務課】	44
△ 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定【環境創造局規制指導課】	46
△ 環境影響評価審査書の作成【環境創造局環境影響評価課】	47
△ 緑地協定の認可【環境創造局環境活動事業課】	48
△ 公園の設置【環境創造局水・緑管理課】	49
△ 公園の区域の変更【環境創造局水・緑管理課】	50
△ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	51
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	52
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済観光局産業立地調整課】	53

横浜市環境審議会条例及び緑の環境をつくり育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第75号

横浜市環境審議会条例及び緑の環境をつくり育てる条例の一部を改正する条例

(横浜市環境審議会条例の一部改正)

第1条 横浜市環境審議会条例(平成6年6月横浜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市環境創造審議会条例

第1条中「横浜市環境審議会」を「横浜市環境創造審議会」に改める。

第2条中「環境保全施策」を「環境の保全及び創造」に改める。

第3条第1項中「50人」を「20人」に改める。

(緑の環境をつくり育てる条例の一部改正)

第2条 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「実施」を「実施等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の施策を策定しようとするときは、横浜市環境創造審議会条例(平成6年6月横浜市条例第19号)に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴くものとする。

第3条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例の一部改正)

2 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成7年3月横浜市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「横浜市環境審議会条例」を「横浜市環境創造審議会条例」に、「横浜市環境審議会」を「横浜市環境創造審議会」に改める。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

3 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第157条の見出し中「環境審議会」を「横浜市環境創造審議会

」に改め、同条中「横浜市環境審議会条例」を「横浜市環境創造審議会条例」に、「横浜市環境審議会」を「横浜市環境創造審議会」に改める。